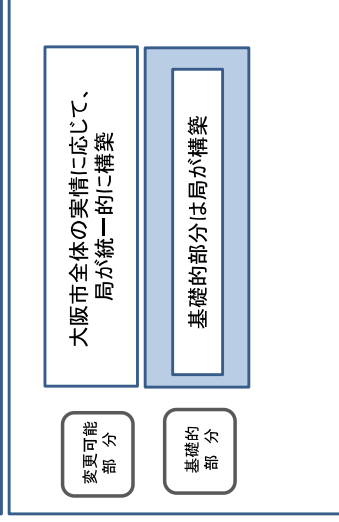


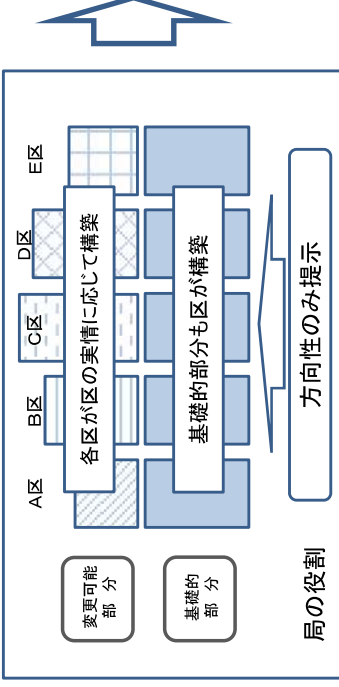
# 地域福祉推進指針と(仮称)地域福祉基本計画について

## 参考資料

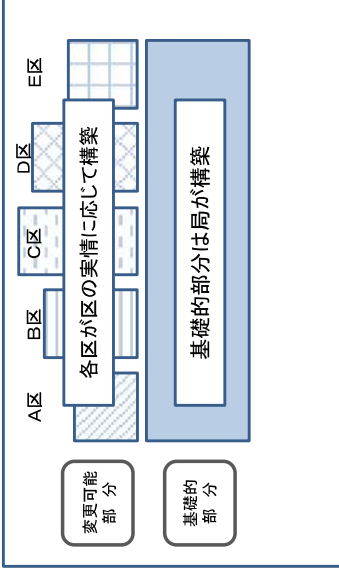
### 地域福祉計画(第1期・第2期)



### 地域福祉推進指針(現状)



### (仮称)地域福祉基本計画



## 1 実態調査から見えてきた課題と今後の方向性

### 【計画】

(1) 各区に共通する福祉課題や法改正等への対応について

- ・局が統一的な考え方や法解釈を示したうえで、全市一律の事業構築を行い、区において事業実施してきた。

(2) 福祉人材等の育成・確保について

- ・介護職員への研修や市民後見人の養成等を、福祉局において統一的に実施してきた。

### 【指針】

- ・局は全市一律の事業構築を行わず、区が実情に応じた独自事業を構築・実施している。

- ・必要性は示しているものの、具体的な取組は明記されていない。

### 【課題】

- ・区の実情は最大限反映されるものの、各区に共通する基礎的な部分も含めた事業の企画・立案を行っており、事業実施まで多くの時間を要している。

- ・介護職など福祉施設従事者の人材不足は全国的な課題。
- ・区役所は、虐待対応等の権利擁護の取組や、相談支援機関の中心的な役割を担うことが求められており、職員の専門性の確保が課題。

### 【今後の方向性】

- ・局が統一的な法解釈や最低限実施すべきものを定め、各区に具体案を提示することにより、区は実情に応じた施策の展開に専念することができる。

#### 【具体例】

- 地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業
- 各区に共通する課題であった「要援護者の見守り」について、局において最低限実施すべき標準的な事業を構築したうえで区に提示。
- 区は実情に応じて事業の上積み等を実施。

- ・福祉人材等の育成・確保や福祉に携わる本市職員の専門性の確保については、各区単位で実施することは非効率であり、中長期的な視点を持って局で実施するべき。(そのうえで、区は実情に応じた取組を実施)

## 2 新たな課題として、盛り込むべき事項

### 各福祉分野(高齢者、障がい者、子ども・子育て等)の連携について

① 支え合いのための「地域づくり」

これまで社会福祉協議会が中心となり取組が進められてきたが、介護保険制度や生活困窮者自立支援制度においても、これまでの個別支援に加え「地域づくり」に取り組みこととされており、効果的な連携手法について検討が必要。

② 相談支援体制の整備

福祉分野ごとに相談支援機関が設置されるなど、サービスや機能が充実してきたが、福祉課題が複雑化・多様化・深刻化する中、ひとつの分野だけでは十分な支援につながらない事例(※)が多くなっており、横断的に連携する仕組みの構築が必要。また、今後重点的に取り組む必要がある「子どもの貧困対策」においても、各福祉分野の連携が極めて重要。

※(例) 夫のDVから逃れた母と発達障がいがある児童の2人世帯、高齢で認知症の母と知的障がいがある息子がいる世帯

### 【今後の方向性】

- ・これらの新しい課題については、学識経験者等の意見もお聞きながら施策を構築していく必要があることから、局で検討を行ったうえで区へその機能を示し、区はそれに基づき、実情に応じた事業を構築する。